

「知って得する？」社労士の独り言 第29回

国民年金も！「産前産後期間の保険料免除」4月から

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間（出産予定日の前月から4か月間）の保険料を世帯所得にかかわらず免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障する制度が平成31年4月1日から始まります（対象者は年間20万人程度を見込む）。この財源は、国民年金保険料を月額100円程度引き上げ、国民年金の被保険者全体で負担します。

《 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除の概要 》

1. 産前産後免除期間について

産前産後免除期間は、国民年金の第1号被保険者の出産予定日（産前産後免除の届出を行う前に出産した場合は、出産日）の属する月の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から出産予定月の翌々月までの期間です。なお、「出産」とは妊娠85日（4か月）以上の分娩をいい、早産、死産、流産及び人工妊娠中絶を含みます。

2. 免除制度との関係等について

産前産後免除期間は保険料納付済期間に算入されます。このため、死亡一時金及び脱退一時金の支給要件でも、産前産後免除期間は保険料納付済期間に算入されます。

3. 付加保険料について

産前産後免除期間中でも、付加保険料を納付することができます。

4. 任意加入の被保険者について

国民年金に任意加入している被保険者には、産前産後免除は適用されません。

5. 届出時期及び届出先について

出産の予定日の6か月前から市区町村の国民年金担当窓口で届出できます。

例えば、平成31年10月15日が出産予定日の場合は、平成31年4月15日以降に届出を行うことができます。

施行日前の出産で、産前産後免除の対象となる期間は平成31年2月又は3月です。この場合の産前産後免除期間は平成31年4月1日以降の期間のみとなります。

また、産前産後免除に係る届出の期限は定められていないため、保険料が時効で納められなくなっても、届出を行えば産前産後免除期間の保険料は納付が不要となります。

6. 添付書類について（書類の写しでも可） ←事前に添付書類の確認をお勧めします

①出産前に産前産後免除の届出を行う場合

* 母子健康手帳、医療機関等が発行した出産の予定日等の証明書

②出産後（③の場合を除く）に産前産後免除の届出を行う場合

* 戸籍謄（抄）本、母子健康手帳、医療機関等が発行した出産日等の証明書等及び身分（親子）関係を明らかにすることができる書類

【①及び②の場合で個人番号により届出を行う際の添付書類】

* 届出者本人が窓口で届書を提出する場合：個人番号カードを提示

* 窓口で個人番号カードを提示できない場合は以下の①及び②を提示

①個人番号が確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し

②身元（実在）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

* 郵送で届書を提出する場合：個人番号カードの表裏又は①及び②のコピーを添付

③死産等に係る届出を行う場合

* 死産証明書、死胎埋火葬許可証、母子健康手帳、医療機関等が発行した死産等の証明書及び身分（親子）関係を明らかにすることができる書類

7. 産前産後免除期間の変更の届出について

出産前に産前産後免除の届出を行っていて、出産予定日の属する月と実際の出産日の属する月が乖離した場合でも、原則として産前産後免除期間の変更は行われません。

ただし、出産予定日からの産前産後免除期間よりも出産日からの産前産後免除期間の方が長い場合や、出産前に単胎で届出をし、その後が多胎であることが判明した場合には、市区町村の国民年金担当窓口で産前産後期間の変更を行うことができます。

8. 問い合わせ先について：お近くの年金事務所